

堺市公報 第44号	平成30年11月2日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市会計規則の一部を改正する規則

【会計室出納課】 2

<告示>

- 民生委員の定数について

【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】 3

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
支援医療機関（精神通院医療）の指定について

【健康福祉局健康部精神保健課】 3

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について

【健康福祉局健康部精神保健課】 4

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について

【健康福祉局健康部精神保健課】 5

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について

【健康福祉局健康部精神保健課】 5

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 6

- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 6

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 7

<公告>

- 建築基準法第48条第16項の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】 8

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】 9

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について

【上下水道局総務部給排水設備課】 9

<監査委員公表>

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】 10

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】 13

規則

堺市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

堺市規則第99号

堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成19年規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項及び7の項を次のように改める。

6	税務サービス課（美原区役所市税窓口）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
7	美原区役所保険年金課	課長	1

別表第1の97の項及び98の項を次のように改める。

97	税務サービス課（中区役所市税窓口）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
98	中区役所保険年金課	課長	1

別表第1の120の項及び121の項を次のように改める。

120	税務サービス課（南区役所市税窓口）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
121	南区役所保険年金課	課長	1

別表第1の124の項及び125の項を次のように改める。

124	税務サービス課（西区役所市税窓口）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
125	西区役所保険年金課	課長	1

別表第1の133の項及び134の項を次のように改める。

133	税務サービス課（東区役所市税窓口）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
134	東区役所保険年金課	課長	1

別表第1の171の項を次のように改める。

171	税務サービス課	課長	1
-----	---------	----	---

別表第1の178の項及び179の項を次のように改める。

178	税務サービス課（北区役所市税窓口）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
179	北区役所保険年金課	課長	1

別表第4中「する者」を「するもの」に改める。

別表第5中「する者」を「するもの」に改める。

附 則

この規則は、平成30年11月5日から施行する。

告 示

堺市告示第360号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

1 堀市の民生委員の定数を1,165人とする。

~~~~~

#### 堺市告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名        | 医療機関所在地                | 種別     | 指定年月日      |
|--------------|------------------------|--------|------------|
| ふくだメンタルクリニック | 堺市中区深井清水町3985 HS深井ビル6階 | 病院・診療所 | 平成30年9月1日  |
| なかい心のクリニック   | 堺市西区鳳東町2-183-5         | 病院・診療所 | 平成30年9月1日  |
| フレンド薬局 福田店   | 堺市中区福田1100-67          | 薬局     | 平成30年10月1日 |

~~~~~  
堺市告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
みんなの薬局 深阪店	堺市中区深阪2-16-44	薬局	平成30年11月1日
てんじん薬局	堺市東区日置荘原寺町107-1 クオリティコート101	薬局	平成30年11月1日
ささら薬局ぷらすわん	堺市北区百舌鳥赤畠町3-204-3 るみなすみくに1階	薬局	平成30年11月1日

ビーナス訪問看護ステーション	堺市北区中長尾町3-4-18 サンユービル2階	訪問看護	平成30年11月1日
----------------	----------------------------	------	------------

堺市告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	よろこんぶ訪問看護ステーション	堺市東区野尻町325-5 花文化202号	訪問看護	平成30年9月1日
変更後	よろこんぶ訪問看護ステーション	堺市東区日置荘西町2-5-16 Fiore HATSUSHIBA	訪問看護	

堺市告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	セガミ薬局 上野芝楽市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友楽市堺上野芝店内	薬局	平成30年10月1日
変更後	ココカラファイン薬局 上野芝楽市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友楽市堺上野芝店内	薬局	

~~~~~  
堺市告示第365号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成30年11月1日）

| 設置者名称      | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所       | 事業の種類      | 事業所の名称         | 事業所の所在地                  | 事業者番号      |
|------------|--------------------------|------------|----------------|--------------------------|------------|
| 株式会社サンライズ  | 奈良県北葛城郡広陵町みまさぎ台35-17-101 | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービス こころ | 堺市北区百舌鳥陵南町1丁24番2号カーサ陵南1階 | 2756520298 |
| 合同会社バイオレット | 堺市美原区平尾281番地10           | 児童発達支援     | チャイルドステーション    | 堺市中区深井沢町3390番地1          | 2756120297 |
|            |                          | 放課後等デイサービス | バイオレット         |                          |            |

~~~~~  
堺市告示第366号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

指定障害児相談支援事業者（指定日 平成30年11月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
有限会社 茶の木	大阪府柏原市 旭ヶ丘二丁目 14番6号	障害児相談 支援	介護支援セン ター茶の木堺 相談支援室	堺市北区百舌鳥 梅北町3丁125 -162	2776500148

~~~~~

## 堺市告示第367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

## 指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年10月2日）

| 設置者名称         | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所                           | 事業の種類          | 事業所の名称                   | 事業所の所在地          | 事業者番号      |
|---------------|----------------------------------------------|----------------|--------------------------|------------------|------------|
| 有限会社A<br>YANO | 堺市西区浜寺<br>船尾町西二丁<br>79番地の1 浜<br>寺団地3棟57<br>号 | 放課後等デ<br>イサービス | S-ONE 放課後<br>等デイサービ<br>ス | 堺市中区深井中<br>町3280 | 2756120115 |

## 指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年10月31日）

| 設置者名称 | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者番号 |
|-------|--------------------|-------|--------|---------|-------|
|       |                    |       |        |         |       |

|                 |                         |                |                 |                    |            |
|-----------------|-------------------------|----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 株式会社の<br>あ      | 堺市北区百舌<br>鳥西之町3-<br>623 | 児童発達支<br>援     | 運動療育クラ<br>ブのあ堺北 | 堺市堺区東雲西<br>町四丁2番2号 | 2756020166 |
|                 |                         | 放課後等デ<br>イサービス |                 |                    |            |
| 株式会社H<br>I SWAY | 和泉市池上町<br>2-5-16        | 保育所等訪<br>問支援   | 泉北わわ            | 堺市南区赤坂台<br>1-30-1  | 2756420085 |

## 公 告

堺市公告第684号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うので、同条第16項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月2日

堺市長 竹山修身

|        |                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時  | 平成30年11月9日（金曜日）午後2時から                                                                                                                                      |
| 2 場 所  | 堺市東区日置荘西町二丁22番12号<br>初芝会館                                                                                                                                  |
| 3 申請内容 | 建築基準法第48条第2項ただし書の規定による建築許可について                                                                                                                             |
| 4 建築概要 | <p>(1) 建 築 主 株式会社ローソン<br/>近畿エリアサポート部 部長 戸田 孝一</p> <p>(2) 位 置 堀市東区日置荘西町一丁27番1、27番9</p> <p>(3) 用 途 日用品の販売を主たる目的とする店舗<br/>(コンビニエンスストア)</p> <p>(4) 工事種別 新築</p> |

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (5) 構造   | 鉄骨造                  |
| (6) 建築面積 | 202.88m <sup>2</sup> |
| (7) 延べ面積 | 202.88m <sup>2</sup> |

## 消防局公告

堺市消防局公告第5号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月2日

堺市消防長 松本文雄

催しの名称 第10回灯しひとの集い  
開催場所 堀市堺区百舌鳥夕雲町二丁 大仙公園 催し広場  
開催期間 平成30年11月10日（土）及び平成30年11月11日（日）

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第139号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月2日

堺市上下水道事業管理者 出来明彦

指 定 番 号 第748号  
廃 止 年 月 日 平成30年10月22日  
事業者の名称 宮本 兼次  
事業者の住所 河内長野市上原町119番地4  
事業所の名称 宮本設備  
事業所の所在地 河内長野市上原町119番地4

### 監査委員公表

堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

堺市監査委員 裏 山 正 利  
同 吉 川 守  
同 藤 坂 正 則  
同 小 杉 茂 雄

行管第868号  
平成30年10月15日

堺市監査委員様

堺市長 竹山修身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成29年3月27日付け監査委員報告第31号 堺市立農業公園「交流施設」

## 監査結果に基づく措置通知書

| 監査の種類                                                                                                                                                                         | 公の施設の指定管理者監査<br>(堺市立農業公園「交流施設」)                                                                                                                                |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 監査実施期間                                                                                                                                                                        | 平成28年11月1日～平成29年3月27日                                                                                                                                          |       |
| 措置を講じた部局等                                                                                                                                                                     | 産業振興局 農政部 農水産課<br>指定管理者：堺市農業協同組合                                                                                                                               |       |
| 指摘事項等                                                                                                                                                                         | 措置内容                                                                                                                                                           | 所管部課等 |
| 4 管理運営について<br><br>(3) 公の施設は、正当な理由がない限り、住民が利用することを拒んではならない。<br><br>しかし、堺市立農業公園条例（以下「条例」という。）等に何ら規定されていないにもかかわらず、堺市農業協同組合や堺市内の生産者等で構成される農産物直売所運営委員会への入会を、直売所への出品条件とする運用が行われていた。 | 御指摘を受け、農産物直売所運営委員会への入会を直売所への出品条件とする運用の見直しについて、堺市農業協同組合等関係者と継続的に協議してまいりました。<br><br>その結果、平成30年9月28日に開催された同委員会において、委員会への入会を直売所への出品条件としない運用を決定し、同日付でその運用を開始いたしました。 | 農水産課  |

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第12号

堺市農業委員会総会を平成30年11月8日（木）午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年11月2日

堺市農業委員会  
会長 田中 宏

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他